

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、神経内科、 <u>人工透析内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>肛門外科</u> 、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、 <u>麻酔科</u>	新潟県立吉田病院	内科、消化器内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、歯科口腔外科、 <u>麻酔科</u>
(略)		(略)	